

報告

【 市長報告 】

それでは、ただいま上程となりました報告 3 件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 1 号乃至報告第 3 号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されているものについて、専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

まず、報告第 1 号及び報告第 2 号につきましては、和解及び損害賠償額の決定に関し専決処分したものでございます。

次に、報告第 3 号につきましては、「桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事」の契約金額の変更に關し、専決処分したものでございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。

(会議録が正式な発言記録となります。)